新型コロナ　5月８日以降の臨時的な取扱い概要

新型コロナの臨時的な取り扱いについて、令和 5 年 5 月 8 日以降に変更となる点の概要をまとめました（全 4 枚）。**ニュースや算定についてのお問い合わせは FAX 又はメールにてご連絡ください。**

【検査料・医療費に係る公費負担（外来・入院共通）】

①コロナに係る検査料・判断料
②コロナ陽性患者へのコロナに係る医療費

➡ **公費負担は令和 5 年 5 月 7 日で終了**
（5 月 8 日以降は通常どおり保険請求）

※ 入院については、9 月末までは入院の高額療養費制度の自己負担額から最大 2 万円を減額した額を自己負担上限とする（入院中の食事代は高額療養費の適用対象ではないので減額対象とはならない）。

※ 5 月 7 日までに新型コロナウイルス感染症で入院した患者については、コロナによる入院の終了又は 5 月末日までのいずれか短い期間について公費適用が継続される。

※ 下記のコロナ治療薬を処方した場合の薬剤料に係る窓口負担のみ、令和 5 年 9 月 30 日までの間、公費負担あり（下記のコロナ治療薬の薬剤料に係る窓口負担は患者から徴収しない）。

薬剤料が公費負担となるコロナ治療薬 （処方料・処方箋料等は公費対象外）	公費番号 （佐賀県内に所在する医療機関）
ラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバ、ベクルリー、ゼビュディ、ロナプリーブ、エバシェルド	公費負担者番号：28410801 公費負担医療受給者番号：9999996

【電話等による診療での診断】

電話等による診療で診断・処方した場合に、初診料（214 点）、再診料（73 点）、外来診療料（74 点）、投薬料が算定できる特例

➡ **特例は令和 5 年 7 月 31 日で終了**
（8 月 1 日以降は算定不可）

【「診療・検査医療機関」の名称変更】

「診療・検査医療機関」→**「外来対応医療機関」に名称変更**（単なる名称変更のみ）

※ 既に「診療・検査医療機関」に指定されている場合は新たな手続きは不要。

【外来診療・在宅医療に係る特例】

（１）５月８日以降も継続するコロナ特例（特例点数の請求コードは全て変更有）

①　コロナ疑い患者又はコロナ陽性患者への対面診療（下線部が追加）

（ｉ） **受入患者を限定しない外来対応医療機関（自治体ＨＰで公表有）で**コロナ疑い患者又はコロナ陽性患者に対面診療を行った場合、下記の特例点数を算定可（施設基準の届出は不要）。

B001-02	院内トリアージ実施料（特例）	300 点	113045350

※ 令和 5 年 8 月末までに「受入患者を限定しない外来対応医療機関」へ移行する場合は、移行を開始する時期（例：令和 5 年○月から）を示した文書を院内掲示することにより、移行するまでの間も算定可。

※ 小児科が「大人の診療をしない」ことは受入患者を限定していることにはならない。

※ 小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料、地域包括診療料など、初・再診料が包括されている医学管理料を算定する場合も算定可。

（ⅱ） （ⅰ）に該当しない医療機関でコロナ疑い患者又はコロナ陽性患者に対面診療を行った場合、下記の特例点数を算定可（診療所でも算定可）。→ **これまでの院内トリアージ実施料 300 点が 147 点に引き下げ。**

B000-00	特定疾患療養管理料（100 床未満の病院）（特例）	147 点	113045450

※ 小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料、地域包括診療料など、初・再診料が包括されている医学管理料を算定する場合も算定可。

② 定期受診患者への電話等による医学管理

以前より対面診療で診療計画等に基づき療養上の管理をしていた定期受診患者に、電話等による診療及び処方を行って「情報通信機器を用いた場合」が注に規定されている管理料等に基づく管理を行う場合、下記の特例点数を令和5年7月31日まで月1回に限り算定可（診療所でも算定可）。

B000-00	慢性疾患等の診療（特例）	147 点	113045650

「情報通信機器を用いた場合」が注に規定されている管理料等

特定疾患療養管理料、ウイルス疾患指導料、小児科療養指導料、てんかん指導料、難病外来指導管理料、皮膚科特定疾患指導管理料、小児悪性腫瘍患者指導管理料、がん性疼痛緩和指導管理料、がん患者指導管理料、外来緩和ケア管理料、移植後患者指導管理料、糖尿病透析予防指導管理料、腎代替療法指導管理料、乳幼児育児栄養指導料、療養・就労両立支援指導料、がん治療連携計画策定料2、外来がん患者在宅連携指導料、肝炎インターフェロン治療計画料、薬剤総合評価調整管理料

③ 定期受診患者への電話等による精神療法

以前より対面診療で精神科の医師が治療計画のもとに精神療法を継続的に行って通院・在宅精神療法を算定していた定期受診患者に、電話等による診療及び処方を行って当該治療計画に基づく精神療法を行う場合は、下記の特例点数を月1回に限り算定可（診療所でも算定可）。

B000-00	精神疾患の精神療法（特例）	147 点	180070750

④ コロナ疑い患者又はコロナ陽性患者への往診等

コロナ疑い患者又はコロナ陽性患者に往診等で診療を行った場合、下記の特例点数を算定可（施設基準の届出は不要）。

B001-02	院内トリアージ実施料（特例）	300 点	113045350

⑤ コロナ陽性患者への往診、訪問診療（点数のみ2,850点 → 950点に引き下げ。算定要件は変更なし）

コロナ陽性患者に、①コロナに関する往診を求められ速やかに往診した場合、②コロナに関する継続的な診療として訪問診療を実施した場合、下記の特例点数を算定可（診療所でも算定可）。

A999-00	救急医療管理加算１（緊急の往診等）（特例）	950 点	180070050

※ 院内トリアージ実施料（特例）と併せて算定可。

※ 緊急往診加算の要件を満たしている場合は緊急往診加算を併せて算定可。

※ 同一患家等で２人以上のコロナ陽性患者を診察した場合、２人目以降のコロナ陽性患者は往診料を算定しない場合でも特例点数を算定可。

⑥ コロナ陽性の介護施設入所者への往診

介護医療院若しくは介護老人保健施設（介護医療院等）又は地域密着型老人福祉施設若しくは介護老人福祉施設等（介護福祉施設等）の入所者がコロナ陽性となり、コロナに関する往診を求められ速やかに往診を行った場合は、下記の特例点数を算定可。

A999-00	救急医療管理加算１（施設内療養・緊急の往診等）（特例）	2,850 点	180070150

※ 院内トリアージ実施料（特例）と併せて算定可。

※ 緊急往診加算の要件を満たしている場合は緊急往診加算を併せて算定可。

⑦ 検査料が包括されている患者へのコロナ検査料・判断料

下記の患者（検査料が包括）にコロナ検査をした場合、コロナ検査料と判断料は算定可。

ｉ）小児科外来診療料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、小児かかりつけ診療料、生活習慣病管理料、手術前医学管理料又は在宅がん医療総合診療料を算定する患者

ⅱ）介護医療院、老健施設に入所する患者（ショートステイ含む）

⑧ 投薬料が包括されている患者へのコロナ適応を有する抗ウイルス薬の処方

小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料、在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料又は在宅がん医療総合診療料を算定する患者に対して「コロナの適応を有する抗ウイルス剤」を処方した場合、その薬剤料は算定可（処方料、処方箋料等は算定不可）。

※ 「公費負担となるコロナ治療薬」を処方した場合、薬剤料の窓口負担は公費負担となる（P1参照）。

（２）５月８日から新設されるコロナ特例（５月８日から算定可）

① コロナ陽性患者への療養指導

コロナ陽性患者へのコロナに係る診療（往診、訪問診療及び電話等による診療を除く）で、家庭内の感染防止策や重症化した場合の対応等の療養上の指導を行った場合、下記の特例点数を算定可（診療所でも算定可）。

B000-00	特定疾患療養管理料（100 床未満・療養指導）（特例）	147 点	113045550

※ 発症日（無症状病原体保有者の場合は検体採取日）から７日以内に限り算定可。指導内容の要点をカルテに記載する。

※ （1）の①「コロナ疑い患者又はコロナ陽性患者への対面診療」の（ｉ）又は（ⅱ）の特例点数（P1～2）と併せて算定可。

② コロナ陽性患者の入院調整

コロナ陽性患者の入院調整をした上で、入院先医療機関に診療情報提供書を添えてコロナ陽性患者の紹介を行い、診療情報提供料（Ｉ）を算定する場合、下記の特例点数を算定可（施設基準の届出は不要）。

A205-00	救急医療管理加算１（入院調整）（特例）	950 点	113045850

※ 小児科外来診療料など、診療情報提供料（Ｉ）が包括されている管理料等を算定する場合も、上記と同様に入院調整及び患者の紹介を行った場合は特例点数（950点）を算定可。

※ 自治体など自院以外の機関等が入院調整を行った場合は算定不可。

（３） ５月７日で終了するコロナ特例

下記の特例点数の算定や臨時的な取り扱いは、令和５年５月７日で終了（5 月 8 日以降は算定不可）。

①**「救急医療管理加算：950点」**（コロナ陽性患者へ対面によりコロナに係る診療をした場合）

②**「二類感染症患者入院診療加算：250点」**（コロナ陽性患者へ電話等によりコロナに係る診療をした場合）

③**「在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料」**（定期的な訪問を予定していたが、患者からの要望により、訪問診療1回＋電話等による診療となった場合、当月においては「月2回以上」の点数が算定可能）

【応召義務】

発熱等の症状を有する患者（コロナ疑い患者又はコロナ陽性患者）を自院で診療することが困難な場合は、①対応可能な医療機関に対応を依頼する、②患者に対して対応可能な医療機関を伝えるなど、適切な受診勧奨を行う。

佐賀県保険医協会
TEL：0952-29-1933　FAX：0952-23-5218
MAIL：hoken-i@star.saganet.ne.jp　HP：http://saga-doc.jp/